

福井市上下水道局広報誌「上下水道のミカタ」広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市上下水道局広報誌「上下水道のミカタ」(以下「広報誌」という。)に掲載する広告の取扱いについて、福井市上下水道局広告掲載規程(平成19年福井市公企規程第1号の2。以下「規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の大きさは、1枠が縦59ミリメートル、横90ミリメートルの四角形とし、広報誌1号当たりの枠数は2個とする。ただし、2個の枠を連結して1個の広告とすることができる。

2 広告は、最終ページの下部にカラー刷りで掲載するものとする。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は、広報誌1号1枠につき20,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(広告掲載基準)

第4条 掲載する広告の基準は、規程第3条によるものとする。

(規制する事業者)

第5条 次の各号のいずれかに該当すると認める事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある事業者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (3) 各種法令に違反している事業者
- (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしている事業者
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領(昭和60年4月1日施行)及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領(平成14年4月1日施行)に基づく指名停止を受けている事業者
- (8) 税を滞納している事業者

(9) 水道料金及び下水道使用料等を滞納している事業者

(10) その他上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が広告を掲載することを不適切と認める事業者

(広告掲載の募集方法)

第 6 条 広告掲載の募集は、広報誌又はホームページに掲載して行うものとする。

(広告掲載の申請)

第 7 条 広報誌に広告の掲載を希望する者は、福井市上下水道局広報誌広告掲載申請書(様式第 1 号)に必要書類を添えて、指定する期限までに管理者に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第 8 条 管理者は、前条の規定による申請があった場合は、広告内容の審査を行い、掲載の可否を決定する。

2 管理者は、募集枠数を超える申請があった場合は、次に定める順位により決定するものとする。

(1) 公益性が高く、市内に事業所等を有するもの

(2) 市内に事業所等を有するもの

(3) 前各号のいずれにも該当しないもの

3 前項の規定によっても、申請者が募集枠数を超えるときは抽選により決定する。

(広告掲載決定の通知)

第 9 条 管理者は、掲載の可否を決定したときは、福井市上下水道局広報誌広告掲載可否決定通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(広告原稿の提出等)

第 10 条 広告主(広告掲載決定の通知を受けたものをいう。以下同じ。)は、広告原稿を指定された期限までに、指定された形式により提出するものとする。

2 広告原稿の作成に要する費用は、広告主が負担しなければならない。

3 管理者は、提出された広告原稿の内容がこの要綱に反すると認めるときは、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第 11 条 広告主は、第 3 条に規定する広告掲載料を指定された期限までに納入しなければならない。

2 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし広告主の責めに帰すことができない事由に

より、広告掲載を取り消し、又は中止したときは、この限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第 1 2 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等によって掲載の決定がなされたとき。
 - (2) 指定した期限までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 第 1 0 条第 3 項の規定による修正に応じないとき。
 - (4) 広告主の破産等により、広告掲載する必要がなくなったとき。
 - (5) 広告掲載料を指定した期限までに納入しないとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、広告を掲載することが適当でない認められるとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載の決定を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告主の責務)

第 1 3 条 広告主は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 広告の内容その他広告の掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うこと。
- (2) 広告掲載に当たり、第三者の権利を侵害する行為その他不正な行為を行わないこと。
また、広告にイラスト、写真、ロゴ等を使用する場合は、広告主において著作権及び肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は広告主の負担とする。
- (3) 広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決すること。
- (4) 広告主の責めに帰すべき理由により広告の掲載を中止したことに伴い、市に損害が発生した場合は、広告主は、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 広告主は、第 8 条の規定による決定を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

年 月 日

福井市上下水道事業管理者 あて

(申込者) 所在地

個人、法人又は団体名

代表者名

本人(代表者) が手書きしない場合は記名押印してください。

福井市上下水道局広報誌広告掲載申請書

福井市上下水道局広報誌「上下水道のミカタ」広告掲載要綱第 7 条に基づき、必要書類を添えて下記のとおり広告掲載を申請します。

なお、申し込みにあたり福井市上下水道局広告掲載規程及び上下水道局広報誌「上下水道のミカタ」広告掲載要綱を遵守することを誓約します。

記

掲載希望号	「上下水道のミカタ」NO. (年 月 日発行)
掲載希望枠	1 枠 (縦 5 9 ミリメートル×横 9 0 ミリメートル) 縦 2 枠 (縦 1 1 8 ミリメートル×横 9 0 ミリメートル) 横 2 枠 (縦 5 9 ミリメートル×横 1 8 0 ミリメートル)
広告の概要	
添付書類	会社の業務内容がわかる書類
連絡先	担当者名 : 電話番号 : FAX 番号 : メールアドレス :

様式第2号(第9条関係)

経管第 号
年 月 日

(あて先) 様

福井市上下水道事業管理者

福井市上下水道局広報誌広告掲載可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福井市上下水道局広報誌「上下水道のミカタ」の広告掲載については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

- 1 決定区分 掲載します
掲載できません
(理由)
- 2 広告掲載号 「上下水道のミカタ」NO. (年 月 日発行)
- 3 広告の掲載位置
- 4 広告掲載料 円(消費税及び地方消費税を含む)
- 5 広告掲載料納付期限 年 月 日
- 6 広告掲載原稿提出期限 年 月 日
- 7 その他注意事項